

建築基準法第 44 条第 1 項第二号にかかる建築審査会包括同意基準

令和 2 年 9 月 1 8 日

豊島区建築審査会決定

第 1 趣旨

この基準は、建築基準法第 44 条第 1 項第二号の規定に基づく許可に際し、特定行政庁が公益上必要で通行上支障がないと認める建築物について、予め包括的に豊島区建築審査会（以下、「建築審査会」という。）の同意を得ることを定め、許可の手続きの迅速化、簡素化を図るものである。

第 2 建築審査会の同意

この包括同意基準に適合するものは、予め建築審査会が同意したものとし許可することができる。

第 3 適用範囲

- 1 バス停留所の上家
- 2 タクシー乗場の上家

第 4 許可基準

1 設置場所

幅員 3 メートル以上の歩道又は駅前広場内の島式乗降場（以下、「島式乗降場」という。）とする。

2 形態

上家の主要構造部は、他の建築物（公共歩廊を含む。）に接続しないものであり、かつ、屋根は当該他の建築物から歩道幅員の $1/2$ 以上離れたものであること。

3 構造規模等

(1) 構造は、不燃材料とし、平家建で壁等の囲い（風雨等を遮る壁面を除く。）を有しないものであること。

(2) 屋根の幅は、3 メートル以下かつ歩道幅員の $1/2$ 以下とし、長さは 12 メートル以下であること。

(3) 島式乗降場に設けるものは、屋根の水平投影面積を 200 m^2 以内とすること。

(4) 高さは、歩道面から 3.5 メートル以下であること。

- (5) 柱(風雨等を遮る壁面の支柱は除く。)は、片側とし、車道側に設けるものであること。ただし、島式乗降場に設けるものにあつては、この限りではない。
- (6) 風雨等を遮る壁面を道路に対して直行方向に設置する場合は、歩道部分の有効幅員を3メートル以上確保すること。
- (7) ベンチを上家内に設置する場合は、ベンチを除いた歩道部分の有効幅員を3.5メートル以上確保すること。

4 道路管理者等の意見

所轄の道路管理者、警察署長、消防署長と協議を行ったうえで、道路管理上、交通上及び消防上、支障がない旨の意見が添えられていること。

なお、壁面に広告板を設置し、または広告物を表示する場合は、所轄の道路管理者、警察署長と予め協議を行うこと。

第5 建築審査会への報告

特定行政庁は、この包括同意基準により建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可をした場合は、建築審査会にその内容を報告しなければならない。

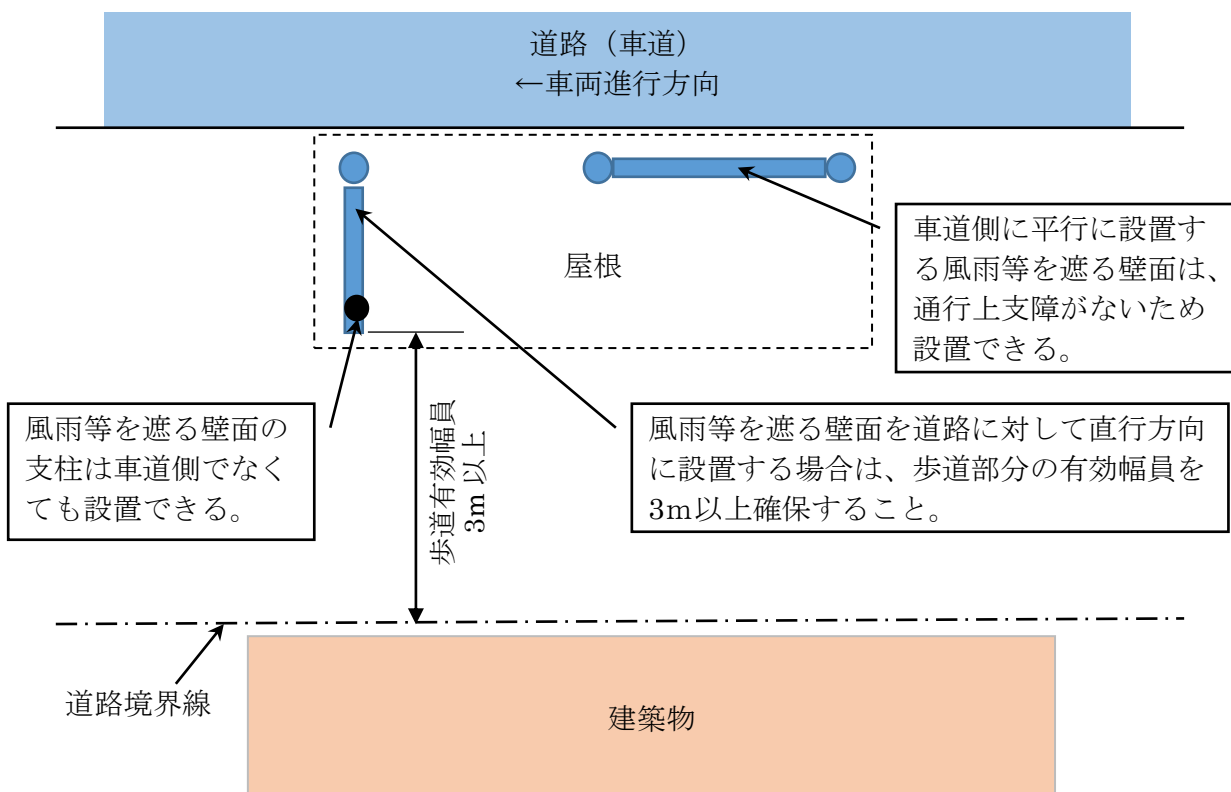
なお、建築審査会の同意の日付は許可の日とする。

附則 この包括同意基準は令和2年9月18日より施行する。

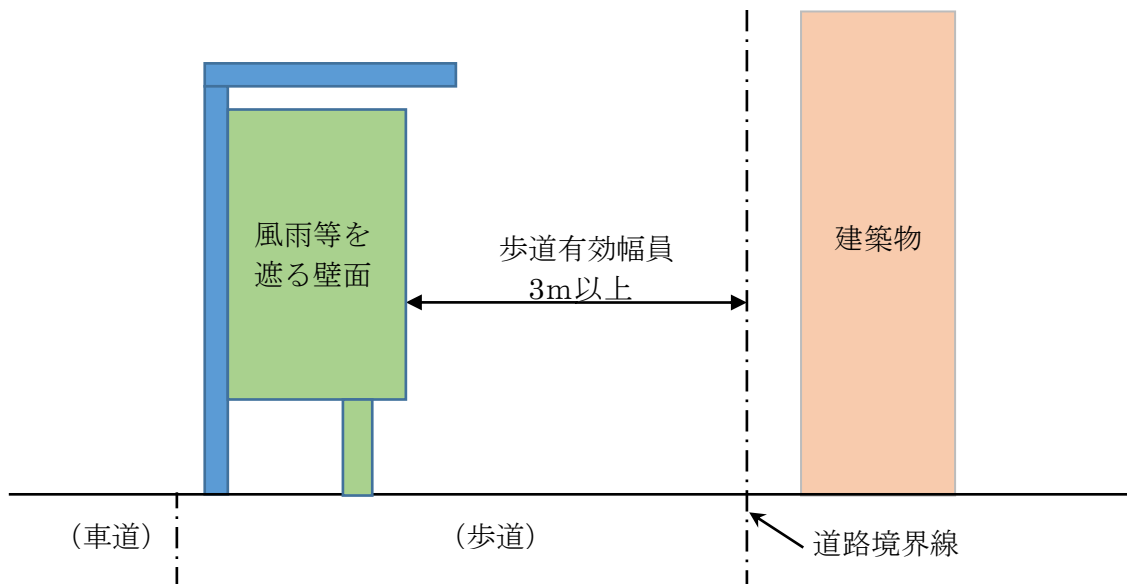
建築基準法第44条第1項第二号にかかる建築審査会包括同意基準 解説図

1. 風雨を遮る壁面を設置する場合

① 平面図

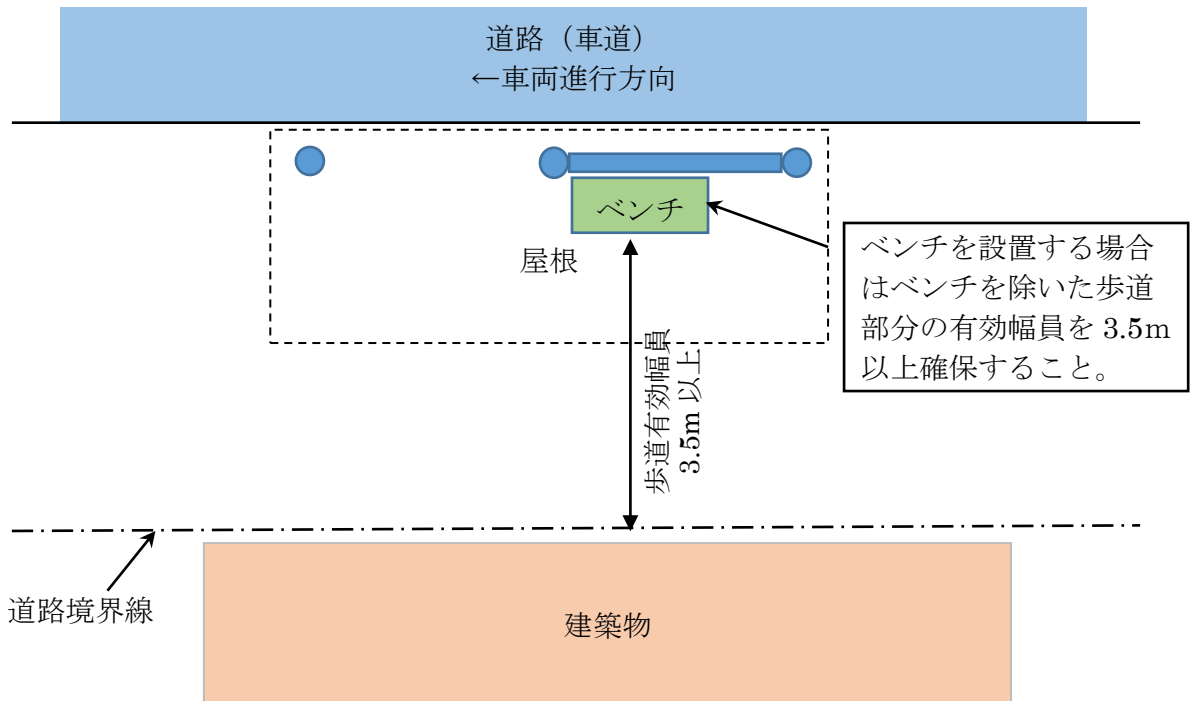


② 立面図



2. ベンチを設置する場合

① 平面図



② 立面図

